

障害者権利条約と 情報アクセシビリティ

2014年7月25日

山田 肇(東洋大学)

直接的差別の禁止

障害者権利条約におけるアクセシビリティ

- 障害者を困む環境の側に社会参加を阻む要因があるとして、改善を要求していることに特徴。
- 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ
 - 締約国は、...生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として...物理的環境、輸送機関、情報通信...を利用する機会を有することを確保するための適切な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む。

間接的差別の禁止

権利条約が情報通信に言及する理由

- 情報通信を利用することで社会生活が営まれる
 - 大学受験情報はインターネットで検索する
 - 就職試験のエントリーはインターネットで
 - 企業間取引は電子化される
 - おいしい店はネットで探す
 - 旅行予約はインターネットで割引
- 情報通信を利用できなければ社会参加できない時代

情報化に乗り遅れる障害者・高齢者

- テレビのリモコンはボタンが多く使えない
 - 簡単リモコンはあるが、有料(2500円前後)のオプション
- 銀行ATMはタッチパネルの操作がむずかしい……



高齢者・障害者に配慮するためのJIS規格

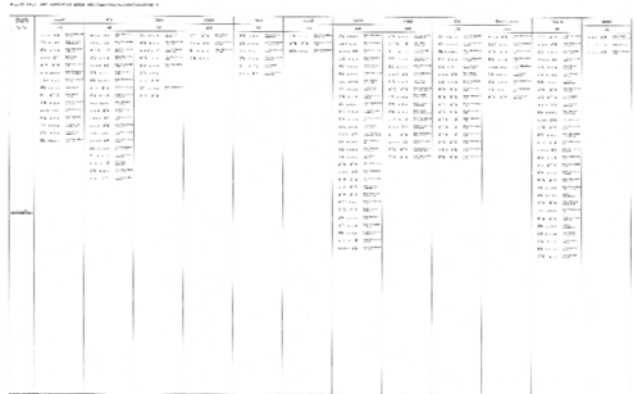
- 高齢者・障害者が利用できるようにするため、技術基準を示すJIS規格(日本工業標準)
- X8341シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」
 - 1 共通指針(2004年5月)
 - 2 情報処理装置(2004年5月)
 - 3 **ウェブコンテンツ(2004年6月)**
 - 4 電気通信機器(2005年10月)
 - 5 事務機器(2006年1月) など

社会生活でのウェブの活用と障壁

- ウェブは障害者にも多くの利便
- アクセシビリティに対応しない公共サイトでは、障害者が公共サービスを利用できない
- アクセシビリティ非対応は、高齢者・スマートフォン利用者などにも、利用しづらい・利用できない問題をもたらす

13年参議選 比例区候補者名簿(総務省)

- アクセシビリティに対応しない公共サイトでは、障害者が公共サービスを利用できない
- 画像PDFで党名・候補者名が読み上げられない
- スマートフォンで字がつぶれる



電子行政の価値

- 現状: 視覚障害者は周りに他人がいる行政窓口で、口頭で各種の申請。プライバシーはない
- 将来: アクセシビリティに配慮したインタフェースを備えた電子申請窓口で自宅からアクセス。プライバシーを確保
- 権利条約における直接的差別の禁止「生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にする」は重要



JIS規格は揃い、国際標準化でも世界に貢献してきたが

- 操作しにくい、利用できない情報通信機器・サービス(製品)がわが国の市場にあふれているのはなぜか
- 欧米政府が情報アクセシビリティを公共調達基準とし始めたことは、この状況を突破する参考にならないか

公共調達での義務化:アメリカでは

- リハビリテーション法508条に基づく施策:
2001年6月より情報アクセシビリティ配慮製品の調達が連邦政府の義務に
- 企業は508条技術基準に準拠する主流製品の開発に努力、準拠をアピール
 - Windowsにもアクセシビリティセッティングが



コンピューターの簡単操作センター

設定の提案の表示 | 視覚ディスプレイの最適化 | 音を視覚的な合図に置き換える設定
マウスの動作の変更 | キーボードの動作の変更



音声認識

音声認識の開始 | マイクのセットアップ

要件化の意義

- 企業の立場では、規模の大きな公共調達での購入が保証されることは、大きなインセンティブ
- 政府の立場では、公共調達コストは増加するが、その分、支援技術のための福祉予算を削減
- 対象となる利用者の立場では、利用可能な情報通信機器・サービスの充実

直接的差別の禁止

障害者差別解消法(2016年施行予定):
行政機関等の義務(第七条)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害してはならない。
- ...障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、...社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

間接的差別の禁止

公共機関のウェブアクセシビリティ対応は

- 直接的差別の禁止として原則・義務とすべきか
- それとも、過重な負担を伴わない場合の合理的対応、すなわち間接的差別の禁止を適用すべきか

オーストラリア

- 1992年障害者差別禁止法第24条
 - 支払いの有無を問わず、商品やサービスを提供する又は施設を提供する者が、他人の障害を理由に以下の差別を行うことは違法である
 - 提供の拒絶、利用条件・方法の差別を列挙
- 2000年シドニーオリンピックで、第24条を根拠に苦情申し立て。組織委員会はサイトを改修し、賠償金を支払い
- 政府の目標:2012年末までに達成等級Aに、2014年末までに達成等級AAに適合

WCAG2.0 (Web Content Accessibility Guidelines第2.0版)と達成等級

- JIS X8341-3:2010として国内標準
- ISO/IEC 40500:2012として世界標準
- 個々の達成基準をA、AA、AAAに分類
- 達成等級Aに適合するにはAに分類された達成基準のすべてを満たすことを要求
- 達成等級Aでは $\alpha\%$ の、加えてAAにも適合すれば、 $(\alpha+\beta)\%$ の利用者ニーズを満たす

米国

- 1990年障害を持つアメリカ人法302条 (公共性のある施設のアクセシビリティ)
 - 所有、リース、運営の形態を問わず、場所を問わず、公共性のある施設において提供される商品、サービス、施設、特典、利益又は便宜を、完全にかつ平等に享受することについて、何人も障害を理由に差別されてはならない
- 民間企業にも訴訟対象。ディズニーは2011年に和解。スケジュールやレストランメニューの閲覧、チケットの購入などへの対応を実施

欧州議会(2014年2月26日)

- すべての公共団体・公共サービスを提供する企業にウェブアクセシビリティを求める欧州指令案を可決。全域での義務化は最終準備段階に
- 新しいコンテンツは1年以内に既存のコンテンツは3年以内に(第10条)
- WCAG2.0の達成等級AAに準拠する(第5条第3項)

各国動向のまとめ

- 加えて、英国、ドイツ、韓国、ニュージーランド、カナダなど、直接的差別禁止の文脈での義務化は世界的潮流。人権であるがゆえに「実施に伴う負担が過重でないとき」にはといった条件が付されることはない
- ウェブは法律では直接規定されず、公共性のある施設の一つ。技術進歩が急速な分野では、法律は原則規定、省令で詳細規定が通例
- WCAG2.0の達成等級AAが目標

公共機関ウェブアクセシビリティの経済効果

- 費用: ウェブアクセシビリティに対応するためのサイト改修費
- 効果: 社会全体として追加される利益
- 費用対効果を求めた結果、改修費があまりに高額で相当する効果が期待できないとなれば、「実施に伴う負担が過重」と判断される余地はある

自治体サイトリニューアル費用からの推計

- サイトのリニューアル時点がアクセシビリティ対応の最大のチャンス
- CMS(Content Management System)を導入しアクセシビリティに対応する、リニューアルの業務委託契約の入札・落札情報を調査し、費用を推計
- CMS: テキストや画像、ハイパーリンク、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、あらかじめ用意したサイトデザインのテンプレートに沿って、サイトの構築を自動的に行うソフトウェア。

自治体の実例

- 10万人未満の地方自治体の場合
 - 茨城県守谷市は、2013年にリニューアルし、達成等級AA(一部、等級AAAを含む)に準拠。CMSにかかる初期導入費用を含め578万円で、その後、毎月17万円の使用料がかかっている
- 人口10万人以上、100万人未満の場合
 - 兵庫県明石市は、2012年度に実施し、達成等級A(一部、等級AAを含む)を目標。入札額は最高1238万円、最低1030万円
 - 奈良県奈良市は、2013年に業務委託先を公募。達成等級AAを目標。入札額は777万円

自治体の実例

- 100万人以上の地方自治体の場合
 - 神奈川県川崎市は、2011年にホームページ再構築事業の一般競争入札を公告。1万5千ページ以上を対象に業務を実施。実施後のサイトは達成等級AAに一部準拠。再構築事業の落札金額は5474万円

自治体費用からの推計

- 人口100万人以上の自治体は11、10万人と100万人の間は278、残りの1453は10万人未満だが、中央各府省も加え、人口100万人以上の地方自治体数を111と見なす
- 100万人以上におけるリニューアル費用が5000万円、10万人と100万人の間では1000万円、10万人未満では600万円であるとする
- **すべての公共機関で達成等級AA準拠を目標にCMSを導入するリニューアル費用の総計は、170億円**

費用対効果

- わが国ですべての公共機関がウェブアクセシビリティに対応する総費用は100億円前後
- 身体障害者(18歳以上)の総数は356万人の中で雇用率が0.1%向上すれば、増加する賃金・工費は100億円以上
- 障害年金受給者の0.1%が半額支給から停止に移ると、停止される障害年金の総額は10億円

結論

- 世界各国では、障害者の人権を規定する法律に基づいてウェブアクセシビリティが義務化されている
- 自治体サイトリニューアル費用から見積もれば、わが国ですべての公共機関がウェブアクセシビリティに対応する総費用は、障害者の雇用率が0.1%向上すればまかなえる
- 障害者差別解消法第七条に基づいて、直接的差別禁止の文脈でアクセシビリティ対応を求めるのが適切

交通エコロジー・モビリティ財団との協力

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックは、情報アクセシビリティが世界に試される機会
- 東京への来訪者には交通のアクセシビリティが重要だが、来訪前の情報収集段階では、ウェブアクセシビリティ
- 観光庁調査の「無料WiFi」も同じ文脈

図表1. 日本滞在中にあると便利な情報

◆回答者全体

